

生駒市教育委員会規則第7号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年7月17日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（平成24年6月生駒市条例第25号）の施行期日は、平成24年7月17日とする。